

# 令和2年2月2日（日）は、 鶴田町議会議員一般選挙の投票日です。

## 1. 立候補予定者説明会（立候補を予定している方はご出席ください（代理出席可））

日時 令和2年1月9日（木）午前10時30分より

場所 鶴田町国際交流会館 国際交流ホール

内容 候補届出の手続きに関する事項、選挙運動の注意事項 など

## 2. 選挙の日程

投票日 令和2年2月 2日（日） 午前7時～午後8時

告示日 令和2年1月28日（火）

## 3. 投票できる方

（住所要件） 令和元年10月27日以前に住民票作成又は転入届をしている者で、  
引き続き町内に住所を有する人

※ 町外へ転出した人は投票できません。

※ 1月17日以後に町内で転居した人は、転居前の投票区の投  
票所で投票することになります。

（年齢要件） 選挙当日の年齢が満18歳以上（平成14年2月3日以前出生）

## 4. 投票入場券

投票所入場券を世帯毎に郵送しますので、投票の際にお持ちください。

投票入場券が紛失、未着の場合でも投票できますので、投票所で申し出てください。

## 5. 期日前投票

投票日に、仕事や旅行などの予定がある方は、期日前投票をご利用ください。

投票期間 告示翌日1月29日（水）～ 投票日前日2月1日（土）

投票時間 午前8時30分～午後8時

投票場所 鶴田町国際交流会館1階101研修室（役場庁舎併設）

※1 期日前投票の際は、入場券裏面の宣誓書兼請求書に必要事項を記載をお持ちください。

※2 年齢未達の方は期日前投票ができません。不在者投票又は年齢到達後に投票できます。

## 6. 不在者投票

長期出張中の方や、県選挙管理委員会が指定する病院・施設に入院・入所されている方は、  
不在者投票ができます。方法等については、選挙管理委員会または病院等施設の事務局へお  
問い合わせください（町内該当施設：鶴松園、湖水荘、鶴のまどい）。

## 7. 郵便等投票

身体に重度の障害のある方で、一定の要件に該当し、町選挙管理委員会が交付する「郵便  
等投票証明書」をお持ちの方は、自宅等で郵便等による不在者投票（在宅および代理記載）  
ができます。投票用紙等は、町選挙管理委員会で準備する請求書により選挙期日の4日前（1  
月29日）までに請求してください。

※ 証明書の交付を受けたい方は、身体障害の程度判断の都合上、お早めに町選挙管理委員会へお  
問い合わせください（証明書の有効期限が切れている場合は再交付申請が必要です）。

投票所は裏面をご覧ください。

## 8. 投票所

投票日の投票所は次のとおりです。

投票区	町 内	投票所名
1	派立、寺町、仲町、富士見町、公園通り、みどり町	鶴田町公民館
2	本町、駅前通り、田中町、桜町、文化通り、鷹ノ尾、相原町、強巻、駅東町、あさひ町	豊明館
3	菖蒲川、鶴泊、大性	あやめふれあいセンター
4	亀田、新田子	亀田・新田子ふれあいセンター
5	大巻	大巻ふれあいセンター
6	稲川、桂井、尾原、間山	廻堰文化センター
7	田の尻	田の尻文化センター
8	稲元、米元、掛元	妙堂崎担い手センター
9	野木	野木ふれあいセンター
10	木筒、前中野、後中野、鶴寿団地	西中野文化センター
11	中野、胡桃館、境	境・胡桃館ふれあいセンター
12	山道	山道文化センター
13	松倉、横范、沖	横范ふれあいセンター
14	東瀬良沢、西瀬良沢	瀬良沢ふれあいセンター

### ▼問い合わせ先▼

鶴田町選挙管理委員会・鶴田町明るい選挙推進協議会

〒038-3595 青森県鶴田町大字鶴田字早瀬 200-1

TEL : 0173-22-2111 (内線 275／276)

